

自主防災活動要綱

幸手東武団地自治会の自主防災細則に基づき、災害発生時における活動を定めることとする

第1条 対策本部の設置

災害発生時において、自治会役員会は、災害対策本部に切り替わることとする

自治会班長、災害ボランティア及び会員と協力して自治会員の生命・安全のために協力する

本部は自治会館内に置く

第2条 組織・役割

1 災害対策本部＝役員会

- (1) 災害に関する情報収集(市、消防、警察等)
- (2) 避難、救助活動等の決定
- (3) 班長、災害ボランティアの招集、活動内容の伝達
- (4) 避難、救助活動等の責任者を担当する

2 班長

- (1) 班長は、所属班の居住者を把握することに努める
- (2) 所属班において、緊急に救助等を要する状況が発生している場合は、即刻対策本部に連絡し、対策本部員の指示で災害ボランティアと共に救助活動を行う

3 災害ボランティア

- (1) 各班からの緊急救助活動があった場合は、見回り、訪問、救助等の支援活動を行う
活動に関しては、必ず二人以上で活動するように心掛けることとする
- (2) 重病人、身障者、独居高齢者で、災害発生時に要支援の申し出があった世帯について訪問し、現況を把握して必要な救助を行う
- (3) 上記の支援活動の他に、避難所への避難誘導、避難所における生活介助等対策本部と共に支援活動を行う

第3条

- 1 地震、洪水等の発生により、自宅での生活が危険と判断される場合は、幸手市で定めた避難所に避難することとする
- 2 避難は、できる限り各区、各班にまとまって避難するように努める

- 3 避難誘導の責任者は、各区長(副会長)とする
なお、班長、災害ボランティアが区長を補佐する

第4条 避難場所及び誘導

1 避難場所の決定

- さくら小学校 (電話 43-0623)
- さかえ小学校 (電話 43-1509)
- その他 自治会館 (電話 43-5300)

東武団地自治会館が安全である場合、重病人、身障者等歩行困難者などの避難場所として活用する

避難場所は、災害などの状況によって判断する(洪水の場合は、さくら小学校は避難路が困難)

上記の他、近隣の避難所として、アスカル幸手、ウエルス幸手、中央公民館、図書館があるので、状況により変更することがある

2 集合場所

- 1区 上高野台小公園(緑台公園)
- 2・3区 中央公園
- 4区 自治会館広場

第5条 災害ボランティアの募集・任期

災害ボランティアは、常時募集し、登録を受付けるものとする

災害ボランティアの任期は、本人の辞退届け出があるまで継続する

第6条 経費等

本防災活動及び運営に要する費用は、自治会費をもって充てる

第7条 改廃

本要綱の改廃は、総会の議決を経るものとする

付則

この要綱は、平成23年7月1日から実施する